

外務省・公文書特許商標著作権局

(リベリア)

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 LR. I
委 任 状	附属書 LR. II
発 明 者 宣 誓 書	附属書 LR. III

略語のリスト

国内官庁：	外務省・公文書特許商標著作権局（リベリア）
L P L：	リベリア共和国1994年9月の工業所有権法案

指定 (又は選択) 官庁 LR	外務省・公文書特許商標著作権局 (リベリア) 国内段階に入るための要件の概要	概要 LR
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間 : 優先日から30箇月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間 : 優先日から31箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文	PCT第22条に基づく場合 : 明細書・請求の範囲 (補正された場合には, 補正されたもののみ, 及びPCT第19条に基づく説明書)・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合 : 明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書 (それらのいずれかが補正された場合には, 国際予備審査報告の付属書により補正されたもののみ)	
国際出願の写しを要求されるか?	されない	
国内手数料	通貨 : リベリア・ドル (LRD) 出願手数料 LRD 75	
国内手数料の免除, 割引又は払戻し	なし	
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ²	出願人がリベリアに居住していない場合には, 代理人の選任 発明者の宣誓書又は宣言書 ³	
誰が代理人として行為できるか?	リベリア法曹協会に登録された代理人	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)?	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合は, 国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

3 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば, この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

LR. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

LR. 02 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書LR. I に概説されている。

LR. 03 代理

出願人がリベリアに居住していなければ、委任状を提出して代理人を選任しなければならない。見本は附属書LR. II に示されている。国内段階移行時に委任状が提出されない場合には、第22条又は第39条(1)に基づき適用される期間の満了から2箇月以内に提出することができる。

PCT Rule 51 bis

LPL Sec. 3

4

LR. 04 発明者による宣誓書

詳細については附属書LR. II の宣誓書の見本を参照されたい。

LR. 05 審査

国内官庁は、特許出願の実体審査の実施又は手配を行う。請求は不要であり、特別手数料も不要である。

PCT Art. 28

41

LPL Sec. 5(2)

LR. 06 出願の補正及びその時期

特許出願手続中、特許付与前であればいつでも、明細書、請求の範囲及び図面の補正並びに補充を行うことができる。ただし、出願時の主題の範囲が拡張されないことを条件とする。

LPL Sec. 11

14(10)(v)

LR. 07 年金

特許又は特許出願を維持するために、国際出願日の1年目の応当日以降、各年について年金を前払しなければならない。国際段階において支払期日が到来する維持手数料は、PCT第22条又は第39条(1)に基づき適用される期間が満了するまで支払う必要はない。割増料の支払を条件として、支払期日後6箇月以内であれば年金を支払うことができる。

PCT Art. 24(2)

48(2)

PCT Rule 82 bis

LPL Sec. 39

LR. 08 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

国内段階6.022から6.027項を参照。国際段階における期間又は国内官庁に対する手続を遵守しなかったために出願が放棄処分となった場合には、その不遵守が避けられなかった又は故意によるものでなかった旨を証明して国内官庁が納得すれば、係属中の出願として回復することができる。出願の回復申請は書面で行い、遅延の理由を説明しなければならない。故意によるものでなく放棄処分となった出願の回復申請は、手数料を支払うべきである。更に長官の裁量で、出願人は期間延長が認められる場合がある。この延長は、期間が既に満了している場合であっても認められる。

PCT Art. 25

PCT Rule 51

LPL Sec. 40

41

LR. 09 PCT第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。PCT第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、その決定に対する審判を国内官庁に請求することができる。

LR. 10 審判

国内官庁の決定に対して、その決定の送付から30日以内に、外務省法務委員会に審判を請求することができる。手数料は不要である。

LPL Sec. 15

LR. 11 実用新案

16

LR.12の規定に従うことを条件として、出願人が国際出願に基づきリベリアにおいて特許に代えて実用新案の取得を希望する場合には、出願時の国際出願（願書の第V欄）に表示しなければならない。国内段階での要件は基本的に特許の場合と同様である。リベリアにおける実用新案の保護期間は出願日から7年である。実用証についての年金は、附属書LR. I の記載に従い支払う。

LPL Sec. 17

LR. 12 出願変更

特許又は実用証の付与前であればいつでも、特許についての国際出願を実用新案出願に変更すること、又は実用新案についての国際出願を特許出願に変更することができる。変更は附属書LR. I に示す手数料の支払を条件とする。出願変更は1回のみ認められる。

手 数 料

(通貨：リベリア・ドル)

特 許

国内処理手数料¹ 75.-

手数料の支払方法

手数料の支払いはリベリア・ドルでしなければならず、またモンロビアの国立銀行の特許・商標口座宛に銀行手形で支払わなければならない。支払にはすべて出願番号（既に判明している場合には国内出願番号、国内出願番号が判明していない場合には、国際出願番号）を表示しなければならない。

¹ その他すべての手数料の額については庁又は代理人に相談すること。

POWER OF ATTORNEY

PETITION AND POWER OF ATTORNEY

IN THE MATTER OF application for granting
and issuing of LETTERS PATENT in Liberia

Your Petitioners,
..... (name of Company) a corporation organized and existing under the laws
of located at
.....
pray that LETTERS PATENT may be granted to them in Liberia as assignees of
..... 's invention for
..... as set forth
in the annexed specification and claims.

AND we do hereby retain, constitute and appoint
..... with full powers of substitution and revocation as our
agents and attorneys, to apply for and obtain from the Government of Liberia an exclusive privilege of LETTERS
PATENT for
.....
.....

AND we authorise the said agents or their substitute to sign our name to such papers and writings, and do such
acts, including substitution or revocation as may be necessary or expedient, and lastly, we request that all official
communications now or hereafter relating to the same may be addressed to said agents at their above address, and
that they be recognised as our authorised agents in all proceedings incidental thereto.

Dated this day of 19.....

Signed, sealed and delivered at
this day of 19.....
in the presence of :

.....
.....

OATH BY INVENTOR

In re: Application for granting and issuing Letters Patent in Liberia in the name of

.....

I/We

of

MAKE OATH AND SAY:

That I am/we are the original, first and only inventor(s) of an invention entitled:

.....

described and claimed in the annexed specification; that I/we do not know and do not believe that the same was ever known or used for patented or described in a book or other publication or in public use or on sale in Liberia before my/our invention or discovery thereof.

That I/we do hereby sell and assign to

.....

having a place of business at

.....

all my/our rights, title and interest in and to my/our invention for new and useful

.....

and request that an exclusive privilege or Letters Patent for said invention in Liberia may issue to said

..... in accordance with this assignment.

Signature

Dated day of 19